

後援名義使用申請について

福岡市社会福祉協議会では、各種団体等が実施する公益的事業のうち、以下の基準を満たす事業について、後援等の名義使用を承認しています。希望される場合は申請書類を添えてお申し込みください。

■主な基準

1. 主催者が次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 国、地方公共団体又はこれらに準じる公共団体
 - (2) 社会福祉、保健、医療等に関する事業を行うことを主たる目的としている団体又は社会福祉の向上に寄与すると認められる事業を行う団体で、次のすべての要件を満たすもの
 - ア. 規約・会則等の定めがあり、団体の存立と意思が明確なこと
 - イ. 業遂行能力が十分にあること
 - ウ. 専ら営利を目的とするものでないこと
2. 事業内容が公共の福祉の向上や地域の発展、本会の施策の推進に寄与するものであること等。

■申請の方法

所定の申請用紙「後援名義使用申請書(様式第1号)」をダウンロードし、必要書類を添付して申請ください。なお、ホームページ上からの申請はできませんので、事業開始日の1か月前までに本会窓口または郵送でご提出ください。

<必要書類>

- 定款、規約、沿革その他申請者の概要が分かる書類
- 申請事業の実施要項、募集要項その他事業の内容が分かる書類
- 返信用封筒(回答・通知用)

■本会より回答

申請書受付日の翌日から起算して21日以内に承認又は不承認の通知を行いません。

■事業終了後

承認団体は、当該事業の終了日から30日以内に後援事業実績報告書(様式5号)の提出をお願いします。

■お申し込み・お問い合わせ先

福岡市社会福祉協議会 総務課

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-3 9 福岡市市民福祉プラザ4階

電話番号 092-751-1121

ファックス 092-751-1509

